

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 8 月 23 日

水 曜 日

第 4245 号

目 次

公 告

○土地改良区の役員の退任	1
○公共測量の実施	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	2
○液化石油ガス販売事業者の認定	3
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	4

公 告

土地改良区の役員の退任

井波町土地改良区の役員であった次の者が平成29年 7 月 18 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年 8 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

監 事 池 田 喜 昭

南砺市清玄寺 7 番地

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成29年 8 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
平成29年8月2日から平成29年11月30日まで
- 3 作業地域
高岡市

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
福野ショッピングゾーン（ア・ミュー）
南砺市寺家新屋敷366番1 ほか95筆
- 2 店舗を設置する者 福野商業開発株式会社 ほか1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時及び午後9時 ほか
(変更後) 午前9時及び午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分～午後9時30分
(変更後) 午前8時30分～午後10時
- 4 変更の日 平成29年8月5日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者 株式会社三喜有 ほか23

- (2) 店舗面積の合計 8,092㎡
- (3) 店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数 建物東側ほか 397台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数 A棟建物東側ほか 56台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積 A棟建物南東側ほか 82㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物南西側ほか 59.6㎡
- (4) 店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 8箇所 東側ほか
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時～午後10時 ほか

6 届出の日 平成29年8月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年8月23日から平成29年12月25日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

液化石油ガス販売事業者の認定について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公示する。

平成29年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 名称

宇奈月通運株式会社

2 代表者の氏名

四月朔日 丈晴

3 所在地

黒部市宇奈月温泉 383-1

4 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 46 条第 2 号

5 認定年月日

平成 29 年 8 月 10 日

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成 29 年 8 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

液体クロマトグラフ高分解能質量分析システム 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 30 年 3 月 22 日 午後 1 時

(4) 納入場所

富山県薬事研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成29年8月23日から同年9月8日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月29日 午前11時

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

平成29年 9 月 14 日 午後 5 時 15 分

(5) 入札書の受領期限

平成29年10月 5 日 午前11時（ただし、郵便による入札書の提出を行う場合は、書留郵便により、平成29年10月 4 日 午後 5 時 15 分に 4 (1) の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成29年10月 5 日 午前11時

(2) 開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Ultra high performance liquid chromatography-high resolution mass spectrometry system
Quantity: 1
- (2) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 October 2017

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424